

第 3 回:文化遺産

会長 田中 仙堂

仙樵居士は、明治31年の大日本茶道学会設立趣意書の中で、茶道を「国粹的道学」と位置づけています。「国粹」という言葉は、当時は、「ナショナル・キャラクター」という意味で使われていました。

しかし、現在では、ある特定の政治的立場の人しか使わない言葉になっていますので、「国粹」と聞くと抵抗を感じられる方もおられるかと思います。ミッションステートメントでは、現代化して、「日本特有の文化遺産である茶道」という表現にしてみました。

「文化遺産」という言葉は、近年「世界文化遺産」という形で、耳にされることが多いかと思います。世界文化遺産条約での「文化遺産」は「記念工作物」、「記念建物群」、「遺跡」と形のあるものを対象とします。一方、世界文化遺産に先行するような形で、従来から「無形文化遺産」という考え方があり、能楽や、歌舞伎が我が国では代表的なものと考えられています。

近年は大阪で文楽保護をめぐる騒動もありましたが、我が国の文化財保護の考え方は、自然動物と同様、国が直接保護の手を差し伸べないと絶滅してしまうものを保護するという考え方を基本にしていました。その点では、茶道が、手を差し伸べないと絶滅する文化と受けとめられてこなかったことは、仙樵居士をはじめとする先人の取り組みの成果を誇って良いかと思います。

新しい公益法人制度は、民間に出来ることは民間に任せようという考え方をより鮮明に打ち出しています。茶道文化を普及する団体が、「公益財団」として認められたこと自体が、茶道文化を発展させることへの国からの後押しになっているのです。